

令和6年度 宮城県社会福祉協議会 保育士再就職準備金貸付の手引き

1 趣 旨

保育士資格を有しているが、保育士として勤務していない方に再就職準備に必要な費用を貸付けることで再就職を支援し、県内の保育士の確保に資することを目的とします。

2 貸付内容

貸付額 再就職準備金 40万円以内

貸付期間 1人1回限り

利 子 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は、年3%の延滞利子が発生します。）

3 返還免除

県内の保育所等の指定施設（別表）において、2年間継続して保育士として業務に従事した場合

4 返還の猶予

返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は、返還の猶予が可能。

- (1) 県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき。

5 返還

返還期間 3年以内で宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長が定める期間内（返還猶予がない場合は貸付終了月の翌月より返還開始）

返還方法 月賦、半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）

延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

6 申込み及び貸付決定

貸付希望者は、就職後3か月以内に県社協に申請をしてください。

県社協は申込み内容を審査し、貸付の可否を決定し通知します。

7 申込者の要件

次の全てを満たす保育士資格を有する方が対象となります。

- ① 保育士登録を行った方。ただし、養成施設卒業生の場合は卒業後、6か月以上経過した方
- ② 以下の施設若しくは事業を離職した方（県内の施設若しくは事業である場合は離職後、6か月以上経過した方）又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない方

イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

ロ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ハ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ニ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

ホ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

- ③ 他都道府県が実施する当該貸付金を借り受けていない方



- ④ 県内の別表対象施設に、新たに保育士として勤務する方
(保育士として、週20時間以上の勤務が必要です。)
- ⑤ 保育士養成校在学期間に保育士修学資金の就職準備金を借りたことがない方

8 連帯保証人

連帯保証人は国内に居住する成年者1人を立てなければなりません。

9 申込方法

- (1) 新たに指定施設等に就職した方で上記7の申込み要件を満たす方が申込み可能です。
- (2) 申込者は、保育士修学資金(再就職準備金)借入申請書(様式第1号の2)に必要な事項を記入し、個人情報の取扱同意書(様式第3号)、申請者及び申請者と生計を一つにする家族全員の住民票(記載事項の省略のないもの)、連帯保証人の住民票の写し(記載事項の省略のないもの)と保育士登録証の写し並びに雇用契約書等の写しを添付して、県社協まで送付してください。
- (3) 借入申請書は県社協のホームページより入手できます。

10 申込書類記入上の注意

- (1) 油性ボールペンを使用し、文字を訂正する場合は、修正液等は使用せずに訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し書き直してください。摩擦熱により筆跡を消すことができる筆記用具は使用しないこと。
- (2) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので御注意願います。

11 保育士業務への従事期間について

- (1) 指定施設に従事した日から返還免除要件の業務従事期間として査定します。
- (2) 保育士業務への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。
(例：当初就職した施設を退職した場合、その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが、新たな施設への就職が翌々月以降になった場合には継続していることにはならず、返還となります。)
- (3) 非常勤職員として勤務する場合、1年間あたり180日以上勤務する必要があります。
- (4) 出産休暇・育児休業を取得する場合は、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休暇等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることが可能です。ただし、その間を業務従事期間として算定することはできません。

別表

保育士再就職準備金従事先対象施設

区域	法令・通知等	施設別種別	
県内施設	児童福祉法	第6条の3第7項	一時預かり事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、第34条の15第1項の規定の事業及び同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に示すもの	① 第59条の2の規定により届出をした施設
	② ①に掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、届出をした施設		
	③ 雇用保険法施行規則第116条に定めている事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設		
	④ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設		
	⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設		
	第6条の3第13項	病児・病後児保育事業	
第7条	保育所		
学校教育法	第1条	教育時間終了後等に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	特例教育・保育及び特定地域保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設(へき地保育所)	
	第59条の2第1項	企業主導型保育事業	
就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園	

